

診療記録につき外部からの照会

【質問】

当病院では、裁判所や警察署、弁護士会などの公の機関から当病院の患者さんのカルテ、看護日誌など診療の記録を送付するようにとの依頼を受けたり、患者さんの症状、治療状況等について照会を受けたりすることがあります。当病院としてどのように対応すべきでしょうか。

【回答】

医療機関が保管するカルテ、看護日誌など診療の記録について、患者本人又は遺族側から直接開示請求されるのとは別に、公の機関から開示要求を受けることがあります。

また、交通事故の場合など治療にあたった患者の症状や診療経過、治癒見込等につき照会を受けることがあります。

公の機関からの照会や開示要求の手段としては、

- ① 訴訟提起前の証拠保全手続による開示要求
- ② 訴訟提起後の裁判所からの照会
- ③ 弁護士会からの照会
- ④ 刑事手続における捜査資料としての照会、開示要求

などが考えられます。

公の機関からの照会等があった場合、医療機関としてそれに応じるかどうかは公益上の必要性、患者のプライバシー、関係当事者の利害等を考慮し、慎重に判断しなければなりません。

①の証拠保全手続については、患者側からの申立の場合と患者側以外の第三者からの申立の場合とがありますが、いずれにしても裁判所が民事訴訟法234条により申立の理由を一応認め、裁判所の検証手続をとるものですから、特別の事情がない限り医療機関側はこれに応じるのが相当でしょう。

②の裁判所からの照会としては「調査の嘱託」と「文書送付嘱託」とがあります。調査の嘱託とは、裁判所に係属している事件について、当事者からの申立により、

裁判所が各種団体に必要な調査を嘱託するというもので、民事訴訟法186条に規定されている制度です。

嘱託先は、相当の設備とスタッフを有し必要な資料を提供できる団体であれば制限はありませんが、自然人に対する嘱託はできません。

文書送付嘱託とは、裁判所に係属している事件について、当事者からの申立により、裁判所が文書の所持者にその文書を送付するよう嘱託するというもので、民事訴訟法226条に規定されている制度です。

主として官公署の保管文書に対する送付の嘱託を予定したのですが、民間の会社や事業者に対してなされることもあり、医療機関もその対象となります。

上記のような裁判所からの嘱託は、裁判所に利害対立する当事者間の民事事件が係属している中でなされるという点に特徴があります。即ち、利害対立する当事者の双方とも、嘱託がなされることを了解していることが多く、また、裁判所が公平な観点から必要かつ相当であると判断して嘱託がなされているものと考えられます。

ですから、上記のような裁判所からの嘱託がなされた場合、プライバシーや営業上の秘密保護のため情報を開示しないという必要性は相対的に低くなっているということができ、嘱託を受けた医療機関側としては嘱託に応じるのが相当でしょう。

③の弁護士会からの照会として、医療機関に対して「弁護士法第23条の2による照会」がなされることがあります。

これは、具体的に事件を受任した各弁護士からの申し出により、弁護士会が特定の公務所又は公私の団体に対して必要な事項の報告を求める照会を行うものであり、弁護士法23条の2に規定されているものです。

個別の弁護士から直接照会がなされるのではなく、個別の弁護士が所属する弁護士会に照会の申し出をし、その弁護士会においてそのような照会を行うことが適切であるかどうかを審査判断したうえで、適切である場合に照会を行うという点に特徴があります。

この照会は、紛争の一方当事者からの申し出によってなされる手続なので、照会を受けた側としては、当事者間の紛争の状況を把握し、法律上の守秘義務、営業上の守秘義務などの要請との権衡を考えたいうえで回答するか否かを判断する必要がある、

二次的紛争に巻き込まれないよう適切な対応をするのが相当です。

④の刑事手続における警察署、検察庁等からの照会としては「捜査関係事項照会」があります。

これは、警察署、検察庁等の捜査機関が犯罪事件の捜査をする際、必要な事項について照会するというものです。任意提出という性質上、回答を拒否することもできますが、犯罪捜査という目的の公共性が極めて大きいことから、特段の事情がない限り照会を受けた医療機関側としては照会に応じるのが相当でしょう。

上記の各照会に対して回答を拒絶した場合であっても、刑罰などの制裁が課されることはありません。

しかし、上記の各照会は法律により定められていたり、目的の公共性が極めて大きいものであったりするので、単純に個人の情報の保護を理由に回答を拒絶するのではなく、照会の種類、照会の内容、当事者間の紛争の状況を踏まえて対応することが必要です。場合によっては、照会してきた機関に対して、照会を求められている情報の対象となる患者の同意を求めたうえで、そのような同意書面の送付を受けて回答するということも考えられます。